

令和7年度 学習支援図書セット貸出 実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園・保育園等を対象に、各学校（園）における教科学習や総合的な学習の時間等の教育活動と児童生徒への読書推進活動を支援するため、学習支援図書セットの貸出を実施する。

2 学習支援図書セット

- (1) 《授業支援》 188セット
- (2) 《紙芝居》 36セット
- (3) 《大型絵本》 22セット
- (4) 《アニメーション》 20セット 計 266セット

3 貸出セット数及び貸出期間

- (1) 1回の貸出で、最大4セット（大型絵本スタンド・紙芝居舞台・拍子木は除く）まで貸出可とする。ただし、同時期に複数校が利用できないと学習活動に支障をきたすおそれのあるテーマ（修学旅行セット等）は、あらかじめ調整し、最大1セットの貸出とすることがある。
- (2) 貸出期間は、貸出期日から3ヶ月以内とする。

4 申込方法

- (1) 学習支援図書セットの貸出を希望する学校（園）は、「貸出申込書」（別紙様式1）により、下欄申込先に、郵送・ファックス又はメールで申し込む。 ※ 書類は、押印不要。
- (2) 申込は、随時受け付けるものとする。なお、原則として申込書の先着順に貸出するが、申込が重複した場合、利用の機会均等を図るため、過去の利用実績等を勘案して、貸出順や貸出希望を調整することがある。

【申込先】 群馬県立図書館 企画・地域協力係 学習支援図書セット担当（長竹）

〒371-0017 前橋市日吉町1-9-1 TEL 027-231-3008 FAX 027-235-4196

《メール》 nagatake-t25@pref.gunma.lg.jp

※ 学習支援図書セットの内容・貸出状況や申込書（様式）等は、以下のホームページで確認できます。

《URL》 <https://www.library.pref.gunma.jp/学校・県内図書館のページ/学校への貸出>

5 貸出・返却手続及び図書の運搬

- (1) 図書の貸出を受けた場合は、「図書借受書」（別紙様式2）を提出する。
- (2) 貸出・返却に係る図書の運搬は、原則として各学校（園）が来館して行う。
- (3) ただし、来館の難しい遠隔地については、当館の市町村支援協力車が巡回している市町村立図書館や公民館図書室まで、図書を配送できるものとする。
- (4) その他、貸出・返却手続き等の詳細は、別添の「利用の手引き」を参照するものとする。

6 未返却資料及び紛失資料等の取扱い

- (1) 返却期限日までに返却できない図書がある場合には、セット返却の際に「未返却図書一覧表」（別紙様式3）を提出し、できるだけ速やかに返却する。
- (2) 紛失や汚破損等の理由により、貸出した図書を返却できなくなった場合は、県立図書館に申し出て、その指示に従う。